

第2回国土交通省独立行政法人評価委員会
奄美群島振興開発奄美基金分科会

平成16年9月7日

【内田特別地域振興課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回国土交通省独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発奄美基金分科会を開会いたします。

本日は委員の皆様方にはご多忙の中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。特別地域振興課長の内田でございます。

議事に入らせていただく前に、前回欠席された委員の方をご紹介させていただきます。東邦学園大学経営学部助教授の後委員でございます。横浜国立大学大学院国際社会科学研究所長の来生委員でございます。なお、高木委員、永田委員はご都合により本日ご欠席でございます。また、重信委員はご出席の予定でございましたが、一昨日と昨日、奄美群島周辺の飛行機が全便欠航ということで、残念ながら本日ご出席できないということでございます。

また、あらかじめお断りいたしますが、本来であれば奄美基金の理事長も本日出席する予定でございましたけれども、同様の事情で本日ここに間に合わないということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

本日は、委員8名のうち5名のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に規定する定足数でございます過半数の出席要件を満たしておりますことを、まずご報告させていただきます。

また、今回は国土交通省の独立行政法人評価委員会の事務局から木場政策評価官も出席しております。また、奄美基金からは理事長にかわりまして平井主幹が出席しております。

次に、お手元の資料でございますが、一番上に議事次第、次に座席表がございまして、委員名簿、配付資料一覧と続きまして、資料1といたしまして、議事(1)の中期目標(案)・中期計画(案)に関する資料でございます。資料2といたしまして、議事(2)業務方法書(案)に関する資料がございまして、資料3といたしまして、議事(3)役員に対する報酬等の支給基準(案)に関する資料がございまして、資料4は議事(4)償還計画(案)に関する資料をおつけしてございます。これらはいずれも本分科会の審議結果をもとに、国土交通大臣へ意見具申することとされているものでございます。

それでは、議事に進ませていただきたいと思います。高橋分科会長、よろしくお願いいたします。

【高橋分科会長】 本日は委員の皆様方にはご多忙の中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。私も先日、奄美のほうに行きまして、台風で帰ってこられなかったという経験がありますので、きょうのご欠席の方々については大変同情しております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日の議題に入らせていただきたいと思います。まずは、議事(1)の中期目標(案)、中期計画(案)につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

【内田特別地域振興課長】 それでは、事務局を代表いたしまして、私からご説明させていただきます。資料1-1をごらんいただきたいと思います。これは前回、お出しいたしました中期目標(案)、中期計画(案)からの変更点を見え消しの形でお示したものでございます。これに基づきまして、主に変更点を中心にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、前文の関係でございますが、一部修正してございます。基本的にはやや表現を簡潔にして、短くしたということございまして、趣旨は全く変わってございません。あくまでも、この奄美基金は奄美群島振興開発特別措置法に基づき設立された計画に基づき、事業に必要な資金を供給すること等で、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的とするという法人だという、その法人の位置づけを歴史的経緯等も含めて記載したところでございます。表現上の問題とご理解いただければと思います。

前文につきましての修正点はこれだけでございます。

次に、1ページめくっていただきまして、2ページでございます。中期目標の期間は、これは法律で定められておりますので変更はございません。

目標の第2の業務運営の効率化に関する事項の1、業務運営体制の効率化の部分でございます。従来、人員と書いてございました削減のところを定員と修正しました。これは表現の適正化ということでございます。定員を設立時に2名削減するという、正確な表現に直したということでございます。

また、金融機関としての質的向上を図るため、職員の能力向上に努めるという部分でございますが、前回、高橋分科会長からご指摘をいただきまして、中期目標と中期計画の関係をはっきりさせるために、中期目標は能力向上に努めるとして、そのために研修を行う

ということを中期計画に記載すべきではないかというご指摘をいただきましたので、そのような趣旨で表現を改めたものでございます。

また、中期計画の部分でございますが、ちょうど真ん中ぐらいに、「あわせて、コスト縮減を図る観点から」という表現を入れてございます。これは内容をはっきりさせるために入れさせていただいたものでございます。

中期目標をちょっと見ていただきたいと思います。「さらに」以下に、「保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる」という項目が新たに入っておりますが、これは前回の中期目標の4の、次のページのところにございますが、評価・点検の実施という1項目を立てて記載していた部分でございます。

前回お出ししたときには、「総務省の「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を参考にしつつ、自己評価を行い、業務運営に反映させる」という記載をしてございましたが、この政策評価書自体がかなり大規模な政策金融機関を対象にしているということで、奄美基金のような小さなものであれば、それなりの評価の仕方もあるだろうということでございますので、奄美基金に即した自己評価を実施するという意味で、表現を簡潔にした上、さらにそういうことであれば1項目立てる必要もないということで、業務運営体制の効率化の中に織りこんだものでございます。これを受けて、計画の記載内容につきましては、前回の項目を立てて書いていたものを基本的にはこちらへ移したこととなっております。

次に、第2の事業費の削減というのを前回は検討中ということで、項目立てはしてございましたけれども、この点につきましては、やはり金融機関であります奄美基金の場合は、事業費という概念をどうとらえるかという問題がございました。事業費といえますと、一般管理費プラス、いわゆる資金調達コストのような概念になるわけですが、実態といたしまして奄美基金の場合は、特別転貸債という形で資金調達をしてあります。したがって、金利等につきましても、奄美基金自身の努力ということによって削減することはなかなか困難ということもございます。

こういったことを踏まえて検討いたしまして、結局、奄美基金における事業費というのは一般管理費の削減目標を立てることで、ほぼ全体がカバーできるのではないかということになりまして、その結果として一般管理費のみの削減を目標として立て、事業費は特別に項目を立てないということにいたしてございます。

次に、一般管理費の削減の項目でございます。これは前回、数字を抜いた形でお示しし

てございましたけれども、各独立行政法人共通の考え方でございます5年間で15%というところに沿いまして、奄美基金につきましても目標期間が4年半ということを踏まえて、13%以上に相当する額を削減するという形で数値を入れ込ませていただいております。

次に、第3の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の部分でございます。まず、第1の保証業務に関しまして、目標のところでは全く変更がございません。計画の部分で一部変更をしてございますが、これも前回、高橋分科会長からご指摘をいただきました。目標として8割以上を処理とするのであれば、その目標を達成するために何をするのかという書き方をするのが計画の記載方法ではないかというご指摘をいただきましたので、そのご趣旨に沿いまして、計画では、その期間内に案件の8割以上処理するため、実行する項目について記載するという形で表現を改めさせていただいたものでございます。

次に、(2)の適切な保証条件の設定のところでございます。これにつきましては、前回も適切な条件設定を行うという趣旨の記載をさせていただいておりますが、中期計画のほうでこれに加えまして、当初だけではなく、当然に定期的な点検を行って、それを見直していくということが必要だということで、「なお」という形で、「保証条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う保証制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う」というのを加えさせていただいております。それ以下は前回のとおりでございます。

2番目の融資業務のところでございますが、融資業務につきましても全く同様でございます。保証業務と同様の修正を中期計画のところでもさせていただいております。

3番目の保証業務、融資業務共通事項のところでございます。これは(1)の部分は前回お示ししたものと全く同様でございます。(2)の利用者ニーズの把握及び業務への反映のところ、中期計画の欄でございますけれども、何のためにするのかということをはっきりさせ、これも高橋分科会長のご指摘をいただいたところでございますが、「資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため」という一文を入れさせていただいております。頭にこれを持ってきて、その表現の適正化を図ったということでございます。

第4の財務内容の改善に関する事項でございますが、中期目標につきましては前回同様でございます。「収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する」ということとなっております。

これを受けた中期計画の部分でございますが、予算、収支計画及び資金計画の欄は、前

回は検討中で、空欄で出させていただいておりますけれども、今回、これを記載させていただいております。

まず、最初に財務内容の改善という(1)という項目を立てまして、「財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する」こととしてございます。

その中で、数値目標ということもございまして、といたしまして、保証業務については、当然のことではございますが、十分な返済能力が見込まれる者を対象に保証を行うこととし、さらに審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権の回収に努め、奄美基金が保証している債務に関するリスク管理債権割合について、29.6%以下に抑制するということといたしております。この29.6%は平成15年度実績ということとございまして、現状以下に抑制するという計画を立てたということとでございます。

ちなみに、このリスク管理債権割合につきまして、計画に記載いたしましたのは財政融資を受けております他の独立行政法人で、やはりリスク管理債権割合についての計画を設けている事例があるということ、さらにここに書きました審査の厳格化や期中管理の徹底、求償権の回収等の奄美基金の努力自体がこのリスク管理債権割合に反映される指標であるということ。あるいは、リスク管理債権そのものが銀行法で公表が義務づけられていることとございまして、各金融機関で公表されているということで、非常にわかりやすい、なじみのある指標ということもございまして、こういうことも踏まえまして、これにつきましての計画を策定するということといたしております。

また、融資業務につきましても同様でございますが、当然、「十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸し付けを行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収等に努め、奄美基金が保有するリスク管理債権割合について、現状以下に抑制する」こととしてございます。

この中で、保証と融資に共通しますが、金融機関との責任分担という表現をいたしておりますが、これはある意味、一方的にリスクを奄美基金が負うことのないように、例えば保証をつけるに当たっては、一部は金融機関のプロパーが融資をして、それとあわせる形で保証付きの融資を行うというような形で、金融機関との責任分担を図るということとでございます。

また、といたしまして、これに加えて余裕金の運用に関することとございますが、従来は定期預金中心であったということがございます。この低金利時代でなかなか運用益

も上がりにくいということもございますので、当然、リスク面には十分注意するというところでございますが、最も収益性が見込まれる手法による運用に努めるということを書き込ませていただいております。具体的には、国債等による運用ということを念頭に置いてございます。

以下、(2)(3)(4)のところで、予算、収支計画、資金計画がございまして、これは別表になってございますので、後でご説明いたします。

それ以下の項目でございまして、まず短期借入金の限度額が中期計画の第4というところでございます。これは中期計画に定められた範囲内であれば、短期借入金につきましては特に認可等不要ということになってございます。この5.1億円というのを入れてございまして、これは過去5年の一番多かった数値ということにございまして、今後の業務等を考えまして、これだけあれば短期資金としては十分であろうということで、この5.1億円という数字を今回、入れさせていただいております。それ以下につきましては、それぞれ中期目標、中期計画とも変更・修正等をした点はございません。

次の7ページに、予算、収支計画、資金計画のそれぞれの別表をつけてございます。

8ページ、9ページにはそれを保証勘定と融資勘定にそれぞれ分けたものが記載してございますが、予算につきましては、収支見込みの5年間の累積額、収支計画につきましては損益計算の見込みの5年間の累積、資金計画についてはキャッシュフロー計算の5年間の見込みとご理解いただければと思います。

それぞれの数値につきましては、前提条件といたしまして、まず各年度の新規保証の承諾額、あるいは融資の貸付額につきましては最近の実績等を踏まえました必要額ということで、今年度の計画額でもございます保証50億、融資25億、これを5年間、平成20年度まで維持するという前提でございまして、

また、その他につきましては、一般管理費につきましては、中期目標に沿いまして平成20年度に一般管理費が13%減となるように低減させていくという前提にいたしております。また、借入金の利率や保証料率、貸付金利等につきましては現状のものを平成20年度までそのままという形の前提で試算した数値でつくってございます。その他の数値につきましては、今までの過去の実績値等をベースにいたしまして、今後、可能と考えられます奄美基金の経営努力等を加味した上で推計した数字となっております。

ちなみに、この収支計画の利益の欄を見ていただくとわかりますように、5年間で約7億3,000万円の利益を確保するという形になってございまして、これをもって累積欠損

金解消に向けた努力を行うという形での収支計画になってございます。

以下、資料1 - 2と1 - 3は今、お示しました中期目標、中期計画、それぞれ修正いたしたものを清書する形でおつけしたもので、こちらが最終的には本体という形になります。中期目標と中期計画のご説明としては以上でございます。

【高橋分科会長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はいかがでございでしょうか。

【来生分科会長代理】 1つ確認なのですが、資料1 - 1の2ページの一般管理費の削減のところの、「以下の措置を講ずること等により」というのは削るとなっているのですが、これは削るのでいいのですか。次のページの頭に、2つ具体的な措置が書かれていて、あってもいいような気もするのですが。いや、削ってはいけないという話では全然ないのですが、何でも、何で削るのだらうというのも、ちょっとあってもいいのかなという気も、つまらないことなのですが。

【内田特別地域振興課長】 申しわけありません。単純なミスで、これは、そのまま生かしていただいて結構でございます。

【高橋分科会長】 そのほかに。

日向野先生、高田先生、いかかでございますか。

【高田委員】 特にございません。

【高橋分科会長】 後先生。

【後委員】 随分、いろいろ説明していただいていますので、もう。

【高橋分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、重信委員が先ほどご紹介がありましたように、台風の関係でご出席いただいているわけですが、それについてのご意見をまとめていただいておりますので、内田課長のほうからお願いします。

【内田特別地域振興課長】 ご欠席の重信委員からコメントのような形でいただいておりますので、ご紹介だけさせていただきたいと思います。

台風16号に続いて、今18号と向き合っております。自然の脅威を思い知らされた台風です。出席がかなわず残念ですが、皆様方によろしくお伝えくださいということ、まず伝えてほしいということでございます。

中期目標、中期計画につきましてのことでございますけれども、まず1点といたしまして融資業務について、……、大変失礼いたしました。これは業務方法書の関係でございます。

すので、後でまたご紹介させていただきます。

累積欠損金の解消に向けた実行計画につきまして、累積欠損金の解消を考えると、十分な返済が見込まれるものを対象とすることは当然だが、奄美基金の役割は零細事業者の自立の可能性を見出し、自立へ導くことだと思ふ。審査の厳格化、債権回収の徹底も当然の活動だと思ふが、事業者の自立支援の手立てとして事業者への経営改善等の指導を奄美基金のサービス業務とすることが必要なのではないか。結果として、事業者の負債を抑え、累積欠損金の解消につながると思ふ。地域密着型の金融機関として検討してほしいというご要望をいただいております。

この点につきましては、期中管理の徹底等もごさいます。この期中管理の中で、当然、債務者等の経営も考えていくと。また、金融機関とも連携しつつ、不良債権の健全化というのも1つの大きな役割だと思ふますので、そういう中で実行していけるものだと考えてごさいます。

以上でごさいます。

【高橋分科会長】 どうもありがとうございました。ほかにごさいませんか。

それでは、次に議事の(2)の業務方法書(案)、議事(3)の役員に対する報酬等の支給基準(案)、及び議事(4)の償還計画(案)についてご説明をいただきたいと思ふます。

【内田特別地域振興課長】 先ほどの来生委員からご指摘いただいた点、正確に申し上げたいと思ふます。前回、高橋分科会長からやはりご指摘をいただいたところでごさいまして、今の中期計画の2にある一般管理費の削減でごさいますが、「一般管理費について、以下の措置を講じる等により」は、これは削除していただきまして、「中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人等の最終年度費比で13%以上に相当する額を削減するため、以下の措置を講ずる」という形の表現でごさいます。

これは直し忘れで、大変申しわけごさいませんでした。

【梶原審議官】 資料1-3の本体のほうは既に直しておりますので。

【内田特別地域振興課長】 本体のほうはそう直ってごさいます。大変申しわけごさいません。

【高橋分科会長】 よろしいでしょうか。「一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人の最終年度、平成15年度比で13%以上に相当する額を削減するために、以下の処置を講ずるものとする。給与、諸手当の見直し、物件費の抑制と効果的な運用等」とこういう形になりますが、よろしゅうごさいましょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。内田課長、ご説明をお願いします。

【内田特別地域振興課長】 では、次の議題でございますが。次に、議事の（２）の業務方法書（案）、議事（３）の役員に対する報酬等の支給基準（案）、及び議事（４）の償還計画（案）につきまして、ご説明いたします。

まず、業務方法書でございますが、資料２－１をごらんいただきたいと思います。まず、業務方法書の考え方が書いてございますが、これは独立行政法人通則法に基づきまして、独立行政法人が業務の開始に当たって作成をするものでございます。これは主務大臣の認可が必要でございまして、その認可に当たって評価委員会の意見をお聞きすることとなっております。独立行政法人はこの認可を受けた後、遅滞なくこれを公表するという事となっております。その業務方法書は独立行政法人の適正な業務運営に資するために独立行政法人が業務を実施する際に必要な基本事項を定めるものでございます。

この奄美群島振興開発奄美基金業務方法書の内容でございますが、２に書いてございますように、まず内容といたしまして、これは主務省令で「各業務の実施方針に係る基本的事項」及び「業務委託の基準」「競争入札その他の契約に関する基本的事項」、現在作業中でございますが、これを規定することといたしております。また、附則におきまして、平成１７年度末までの特例でございます出資業務について、規定いたしてございます。

全体の流れでございますが、第１章といたしましては、総則ということで、奄美基金の目的でありますとか、業務の範囲、運営上の留意を記載してございます。第２章といたしましては、保証業務に関しまして、それぞれの限度額、保証料、求償権の償却、あるいは債務保証損失引当金等につきまして記載してございます。第３章といたしましては、融資業務に関しまして、限度額、貸付条件、貸付金の償却等について記載してございます。第４章といたしましては、業務委託の基準ということで、対象、委託契約について記載してございます。第５章につきましては、競争入札その他の契約に関する基本的事項ということで契約について記載してございます。また、附則につきましては、１７年度までの措置でございます出資業務について記載しているということでございます。

今回の業務方法書の基本的な考え方でございますが、独立行政法人制度という制度そのものが国による事前関与や統制を極力排除し、事後チェックへの移行を図って、弾力的、効率的で透明性の高い運営を行う、これを基本としていたしております。これを受けまして、認可対象であります業務方法書につきましては、当然に、これは変更をする場合にも認可が必要となりまして、独立行政法人の評価委員会のご意見もいただくということにな

りますので、全体を通しまして国の立場から見て関与が必要と考えられる必要最小限の事項のみ具体的に記載することといたしまして、それ以外の個々の業務におきます具体的な運営方法等は基本ルールを記述するにとどめて、奄美基金の理事長が定めるという形にいたしてございます。

ただ、それらの事項はいずれにしても、事後評価の対象ということになりまして、当評価委員会を含めた事後チェックを受けるという形になります。それ以外は、基本的には従来からも業務方法書というのがございますので、その業務方法書をベースにこの考え方でそれぞれの項目について検討して、記載したものでございます。

資料2 - 2 が業務方法書そのものでございます。この第1条は目的が書いてございます。第2条は業務の範囲でございまして、当然のことでございますが、法律で定められた業務を行うということを記載してございます。

若干、奄美基金で特徴的でございますのは、第3条の事業運営上の留意というところでございまして、奄美基金の目的、役割等を受けまして、「奄美基金は、その業務を行うに当たっては、法に基づく奄美群島振興開発計画その他奄美群島における政府の諸施策に即応し、関係行政機関との連絡を密にするとともに、銀行その他の金融機関及び信用保証協会と競合しないように留意するものとする」という一文を入れてございます。

次に、第2章の保証業務、第4条の最初のところでございますが、奄美基金の保証債務額の最高限度額について記載してございます。これは、いわゆる保証基金というものの何倍まで保証を実行できるかということでございますが、従来の奄美基金の業務方法書ではこれを1.8倍としてございました。ですが、信用保証協会が大体1.0倍から2.0倍の範囲内で、その財務状況等において定めるとされていること。あるいは、保証業務につきましては、特殊法人の整理、合理化計画等のご指摘を受けまして、既に業務量のある程度、縮減させているということ踏まえまして、また今後の必要量等も考えまして、これを資金の1.5倍ということで引き下げさせていただいております。この第4条の2項以下は、いわゆる保証基金の考え方を記載した部分でございます。

次に、第5条でございますが、保証金額の最高限度について定めてございます。ただ、これも従来、現行は原則として2億円ということが業務方法書上も規定されてございました。ただ、この点は先ほどの趣旨に沿いまして、奄美基金の理事長が定めるものとするということにいたしてございます。

次の、第6条の保証料等につきましても、例えば保証料につきましてもは現行の業務方法

書では1.35%以下にするということで、具体的な数値を書き込んでございました。ただ、今回は先ほどの趣旨に沿いまして、その決定に当たって勘案をすべき要素、奄美群島内における経済情勢でありますとか、他の保証機関の保証料率、その他事由という勘案要素を記載した上で、奄美基金の理事長が定めるものとするということといたしてございます。

第7条の保証債務の履行につきまして、これはどのような場合に保証債務を履行することができるかという規定でございますが、この部分は非常に重要な部分だということで、現在の業務方法書と同様の記載ぶりにいたしてございます。

第8条の求償権の償却の部分でございます。現在の業務方法書では特殊法人ということもございまして、代位弁済後、4事業年度で引当金に繰り入れするというところもございました。ただ、独立行政法人化し、企業会計に移行することに伴いまして、債権の状態を勘案して、必要と認める金額を引当金勘定に繰り入れるという形に変えてございます。

また、第9条の債務保証損失引当金の部分でございます。現在は特殊法人会計ということもございまして、一定率の繰り入れの形をしておりましたが、これにつきましても企業会計原則へ移行するというところで、保証債務の状態を勘案して必要と認める額を引当勘定に繰り入れるということにいたしております。また、従来、洗替方式でありました繰入方式を差額繰入方式に改めてございます。

第10条は金融機関の範囲でございますが、これは保証対象となる金融機関の範囲を記載したものでございます。これは従来と変更はございません。法人等が独立行政法人化したことによって、名称が変更したものがございまして、その点の修正だけをいたしてございます。

第3章の融資業務でございますが、こちらも同じような規定ぶりとなっております。まず、融資金額の最高限度につきまして、これは従来はメニューごとに業務方法書上で規定してございました。これにつきましても、奄美基金の理事長が定めるものといたしてございます。

貸付条件、第12条でございますけれども、貸付金の種類と貸付対象事業及び貸付けの相手方につきましては、これは従前どおり別表の形で具体的に記載することといたしました。メニューといいますのは、奄美群島振興開発計画に基づく事業に対する融資ということで、奄美基金の本来業務を明確にさせる上でもこれを残したということでございます。

ただ、その他のメニューごとの利率、あるいは償還期限、償還方法及び貸付金額の限度等につきましては、奄美基金の理事長に勘案要素を示した上で、ゆだねる形で規定ぶりを

変更してございます。

最後に、貸付金額の限度につきまして、1億円以内という記載がございます。これは法律上、告示の資金を融資するという規定ぶりがございます。この意味を明確にする意味で、1億円以内ということをごに書かせていただいております。

また、貸付金の償却が第13条でございます。これは現行法でございますと、個別に主務官庁の承認をとって償却をしていたということでございますが、回収不能と認められるものについては貸倒引当金を取り崩して償却するものとする、ということで個別の主務官庁の承認ということにはいたしてございません。ただ、財務諸表等が独立行政法人通則法によりまして、主務大臣の承認が必要ということになっておりますので、そちらでチェックされるということになります。

第4章は業務委託の基準でございます。業務委託につきましては、奄美群島振興開発特別措置法の中で、「業務方法書で定めるところにより委託することができる」という規定ぶりになってございます。これを受けまして、ここで規定するものでございまして、それぞれの法律で定められた委託できる事項につきまして、できる場合、抽象的でございますが、記載したものでございます。また、当然のことではございますが、「奄美基金の委託先の選定にあたっては、受託者の奄美基金の業務に関する知見及び受託業務の習熟の程度を勘案しつつ、委託費のコスト低減に十分に配慮するものとする」というものを記載してございます。

次に、第5章の競争入札その他の契約に関する基本的事項でございますが、この事項は独立行政法人すべてに共通で置かれているものでございまして、競争方式を原則として、公正で合理的、経済的な運用を行うものとするということにしております。

奄美基金という業務の性格上、あまり大きなこういう契約事項はないかと思いますが、共通事項ということで、このようなことにいたしております。また、16条で、そのほかの事項につきましては、細則で定めるものといたしております。

附則でございますが、附則で先ほど申しましたように、平成17年度まで継続する出資業務につきましての業務方法書を記載してございます。出資業務の記載ぶりにつきましては、基本的には現在の業務方法書をそのまま移行する形で平成18年3月31日まで実施する形で記載したものでございます。

以下、その各貸付金のメニューの表はずっと続くこととなります。業務方法書につきましては以上でございます。

引き続きまして、役員給与規程につきましてご説明したいと思います。資料3 - 1をごらんいただきたいと思います。役員給与等につきましては、独立行政法人通則法第62条で準用いたします同第52条におきまして、報酬及び退職手当の支給の基準を定めて、主務大臣に独立行政法人は届け出た上で、公表することとされてございます。また、同第53条で主務大臣は届け出を受けた場合、これを評価委員会に通知して、その基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に意見を申し出るということとされているものでございます。これを受けて、今回、お諮りするものでございます。

給与規程の概要でございますけれども、第1の給与の種類でございますが、役員の給与につきましては常勤役員につきまして俸給及び特別手当、非常勤役員につきましては非常勤役員手当といたしてございます。

第2のところでございますが、常勤役員の給与、俸給でございます。理事長につきましては、月額69万7,000円、理事につきましては月額56万9,000円としてございます。これは現在の特殊法人であります奄美基金の月額、それぞれ77万5,000円、63万3,000円と比較しまして約1割、減額した形といたしております。その理由は、周辺の自治体、あるいは金融機関等の情勢も見まして、周辺の自治体では既に市長等も給与のある程度のカットをしているという実態もございまして、また、中期目標で立てました一般管理費の13%削減という目標を達成する上でもこれぐらいの削減は必要だということがございますので、このような額とさせていただいてございます。

特別手当につきましては、これは国家公務員の指定職職員の準じたものでございまして、その計算方式はこちらの点線の四角の中に記載しているとおりでございます。この考え方はすべての独立行政法人に共通してございます。ただ、独立行政法人として特殊な部分といたしましては、評価支給割合、*5というところでございますが、これがかかっているところございまして、「評価委員会が行います各事業年度における業務の実績に関する評価の結果を勘案の上、当該役員の勤務実績に応じて、理事長がこれを増額し、又は減額することができる」ということといたしております。

この役員給与につきましては、俸給月額で約1割の削減をいたしておりますが、このほかに、いわゆる手当で、特殊勤務手当のようなものも従来ついておりました。これを削減することといたしてございまして、全体といたしましては年収ベースで17%以上の給与の削減をいたす結果となります。

また、3の非常勤役員（監事）の給与でございますが、非常勤役員手当につきましては

日額制といたしまして、2万円といたしております。現行は、非常勤監事であり、兼務ということもありまして、無報酬でやっていただいておりますが、今後2名の監事を任命するということもございます。ただ、一方で大変小さな組織ということもございますので、月額制にするのもいかがかということで、他の独立行政法人にも例がございましたので、この日額制を採用させていただいたわけでございます。

また、4の経過措置でございますが、これは旧奄美基金の常勤役員が引き続いて新たな独立行政法人の奄美基金の常勤役員に任命された場合は、その者の在職期間の算定について通算するという規定を置いてございます。

続きまして、次のページに退職手当支給規定(案)の概要につきまして記載してまいります。まず、1の退職手当につきましては、退職し、解任され、または死亡したときに支給することといたしてございます。

また、退職手当の額の考え方につきましては、すべて他の独立行政法人と同じでございます。この点線の四角で囲みました計算式に従いまして計算するというところでございます。この独立行政法人として特徴的でございますのは、この業績勘案率というところでございまして、この評価委員会がそれぞれ0から2の範囲内で業績に応じて決定することとされてございます。これは平成15年12月の閣議決定で、このような業績勘案率を盛り込むことを各独立行政法人に要請するということが政府で決定されてございますので、これを受け、入れているものでございます。

また、経過措置といたしまして、旧奄美基金を退職した役員に対する退職手当の支給につきましては、従前の例によることといたしております。これは、例えば発足時に退職いたしましたら、その後に支払うということもございますので、そちらの関係でございます。また、(2)で旧奄美基金の役員から引き続き新たな独立行政法人たる奄美基金の役員に任命された再任役員の在職期間の算定につきまして、経過措置等の規定を置いてございます。それぞれの規定の中身は資料3-2と3-3で記載してございます。給与の月額等以外は基本的には他の独立行政法人と並びの形で整理しているところでございます。

例えば、給与規程第7条第3項で、特別手当の評価支給割合のことを記載してございませし、また退職手当規程では、第3条の退職手当の額のところで業績勘案率について規定してございます。その他の詳細につきましてはごらんいただければと思います。

最後に、資料4でございます。独立行政法人奄美群島振興開発奄美基金の償還計画の案をつけてございます。独立行政法人につきましては、独立行政法人通則法に基づき、各年

度の長期借入金と償還計画につきまして、それぞれご意見をいただくことになってございますが、たまたま16年度につきましては奄美基金は長期借入金の借入はないということもございまして、この償還計画のみにつきましてご提示しているものでございます。

また、この償還計画は最初にも申しましたけれども、奄美基金の場合、長期借入金が特別転貸債という財政融資資金のみでやっておりますので、特にその償還方法等につきまして、何か工夫の余地があるというわけではございません。あらかじめ定められた約定どおり返済するというので、その計算した結果がここに記載してございます平成16年度の償還計画額ということになり、4億4,097万1,000円の額ということとなっております。これは結果的にこういう形にならざるを得ないというものでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

資料のご説明は以上でございます。

【高橋分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【日向野委員】 資料2-2の最初のページですね。第3条の3行目に、「関係行政機関との連絡を密とするともに、銀行その他の金融機関及び信用保証協会と競合しないように」という、この競合しないようにというのは、いわゆる民業を圧迫しないようにという趣旨ですか。

【内田特別地域振興課長】 もともとこの奄美基金の目的は民間金融を補完、奨励するということが目的でございますので、民業を圧迫するということはやはり本来目的に反するというので、こういう趣旨で書き込んでいるものでございます。

【日向野委員】 趣旨は賛成なのですがけれども、競合しないようにというふうに書いてしまうと、何か縛りが強過ぎるようなことがあるかなと、ちょっと心配なのですが。つまり、競合といたしますか、競合したほうがいいのかというのがあるかもしれません。ですから、関係に配慮ぐらいのほうが安全かなという気がしたのですが、いかがでしょうか。あんまりこだわりませんが、ちょっと今ではきついかと。

【内田特別地域振興課長】 実は、この規定ぶりは現在の業務方法書の書きぶりと同じ書きぶりをしてございまして、ここを変更いたしますと、民間金融との関係を変えるのだろうかということもあろうかと思っておりますので、少なくとも従前からの考え方と同様という意味では、こういう記載ぶりにさせていただければと思います。

【日向野委員】 はい、わかりました。もう1点、よろしいですか。今、資料4についてもよろしいですかね。4はこれからでしたっけ。4でもよろしいですか。4の参考1という、償還金額内訳表なのですが、この4列目に、利率と書いてあるのは、これはいわゆるクーポンレートのことでしょうか。それとも金利のことでしょうか。

【内田特別地域振興課長】 これは財投金利です。

【日向野委員】 財投金利そのものですか。

【内田特別地域振興課長】 はい。

【日向野委員】 財投金利そのものを利率というふうに表示するのは一般的でしたっけ。民間では、利率というふうにいうと、クーポンレートのことを指すことが多いですね。それはほかの政府金融機関をご参照されたものですか。

【内田特別地域振興課長】 表現ぶりを研究させていただいて、今後、考えさせていただきたいと思います。

【高橋分科会長】 これは、利率の部分について適切な表記を行うということによろしくございますか。この利率の部分について、適切な表記をお願いするということです。

【内田特別地域振興課長】 利率という表現の仕方についてですね。

【高橋分科会長】 はい。

【高田委員】 2点ほどお願いします。資料2 - 2の第14条では、債権回収につきサービサーを活用することを前提に書かれた記載かと思われませんが、これと資料1 - 1の総括評価、あるいは保証勘定、どこでも構わないのですが、収支計画、あるいは予算、あるいは資金計画、これにどのように反映されているのかなということがございます。具体的には、回収の予定とか、あるいはサービサーにお願いすれば費用もかかるであろうと。そこら辺が予算、収支計画、資金計画にどのように反映されているのかが1点。

もう1点は、資料4と今の収支計画との関係でございます。長期借入金、これが多分資金計画のところでは言いますと、財務活動による収入のところに反映されていると思うのですが、16年度はたまたまゼロとのことではありますが、それ以降、3年半でもって別表3、資金計画のところの収入をクリアすることになるのであれば、かなり思い切ったことになるのかなと。短期も入っているのしょうけれども、この資金の調達のところは。そこら辺については概要で結構でございます。これはテクニカルなことなので、あまり細かいことは結構でございますので、ご教示いただければと思います。

【内田特別地域振興課長】 後のほうから申し上げますが、まず中期計画の予算の中で

は、長期借入金は17年度以降、15億円を予定してございます。それ以外の短期借入金も含めてこの財務活動による収入というところの記載でございます。

第1点目の、いわゆる業務委託の関係でございますが、当然、業務委託を行えばその費用がかかるわけございまして、その必要は計上する場合には、一般管理費の中に入るわけでございます。ただ、現状として、まだその業務委託等を実施しておりませんので、今後、いろいろ検討しながら考えていこうと、気にはいたしているところでございます。この5年分の予算、収支計画等につきましては、現状ベースにした試算ということもございまして、そういった費用は具体的には盛り込んだ形では入れ込んでございません。

【高田委員】 ありがとうございます。

【高橋分科会長】 よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

【日向野委員】 関連して。私、気がつきませんで、サービサーの利用を前提にされているというふうにおっしゃいましたけれども、それはどこに反映されていますか。

【高田委員】 資料2-2の第14条……、私の解釈が間違えているのかもしれませんが、14条を見ますと……。

【日向野委員】 わかりました。

【高橋分科会長】 よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【日向野委員】 債権回収会社というのは、サービサーですか。

【高田委員】 私の日本語が間違えて……、横文字が間違えているのかもしれませんが。

【日向野委員】 ああ、そうですか。

【高田委員】 債権回収を業務委託すると書いてあるものを、一般的な……。

【日向野委員】 取り立てですか。

【高田委員】 ええ、そうですね。取り立てでございます。

【日向野委員】 取り立て代行ということですね。根っこから買い取るということではなくて。

【高田委員】 多分、買い取りではなくて、この場合には譲渡しますと、入札とかという問題が出てくるので、おそらくは回収の委託だけを考えておられる。つまり、債権者たる地位自体は奄美基金に残っていて、その回収についての委託を前提とした書きぶりかと思ったのですが、あまり詳しく調べていなかったものですから、一般的な用語でサービサーという言葉でもって説明というか、ご質問をさせていただいた次第でございます。

すみません、厳密さを欠いておりました。

【内田特別地域振興課長】 法律で委託できるという規定がございまして、第18条なのでございますけれども、このうちで、「奄美基金は業務方法書で定めることによりまして、債権の回収にかかるものにあつては政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社に委託することができる」という規定ぶりになってございます。これを受けたものでございます。

【高橋分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、後委員。

【後委員】 それでは、確認だけさせていただきます。ほかの独立行政法人でラスパイレス指数との関係でうちはこうですというご報告がよくあるのですが、こちらはではどういふふうになっておりますか。

【内田特別地域振興課長】 役員報酬等につきましては、今後、実績ベースで公表するということになるかと思ひます。現状のライパイレス指数というのは出してないようでございますので、またご意見を伺いながら、そういうものを出したいと思ひます。

【後委員】 結構です。研究機関等ですと、いい人材を集めるために国家公務員と比べて120%になっていますというご説明があつたものですから、確認させていただきたかつたということです。以上です。

【高橋分科会長】 よろしゅうございますか。

【来生分科会長代理】 ちょっと教えていただきたいのですけれども。別表の考え方なのですが、別表の1が一般農業振興資金というふうになっています。

【高橋分科会長】 資料2-2の業務方法書の別表でございますね。

【来生分科会長代理】 業務方法書の2-2です。その(5)に台風のことが気になつたものですから、災害復旧とあるのですけれども、同じような第一次産業の、水産業のほうを見ると、水産業振興資金のほうは、こつちには災害復旧と入っていないのですよね。何で、農業は災害復旧があるのに水産業は災害復旧がないのかなと気になりまして。別表4と別表1です。水産業も台風の影響を受けて船が壊れたりするのではないかという気もしないでもないものですから、何で農業だけが災害復旧してあげるのだらうと。歴史的な経緯か何かがあるのですかね、農業だけ入っているというのは。

【内田特別地域振興課長】 申しわけございません。ちょっと調べてまたお答えさせていただきます。

【来生分科会長代理】 すみません。何かつまらないことですがけれども、ちょっと気になったものですから。

【平井主幹】 奄美基金の平井でございます。よろしくお願ひします。もともと第一次産業の中に災害復旧資金という資金がございました。これはもともと農業向けの資金だったと記憶しておりますが、それが後に一般農業振興資金として1つになったというような経緯だと思っています。

【来生分科会長代理】 漁業のほうにはなかったということですね。

【平井主幹】 はい、なかったと思います。

【来生分科会長代理】 いや、ニーズがなければそれはそれでいいのかもしれないのですが、何で区別しなければいけないのかというのも、ちょっと。過去の経緯だというのは、それはそれでわかるのですが、振興にとっては同じように取り扱ってもいいかもしれないという気がするものですから。多分、こういうのは基本的には過去の経緯で、たまたま偶然そうなったものがずっとそのまま生きているのしょうから。いやニーズがなければ特にどうということはないのですけれども。

【高橋分科会長】 現場としての今までのそういうニーズについてはどうですか。

【来生分科会長代理】 対象になっていなければ、だめだということがわかっているから、水産業の人はお願いもしないということなのかもしれないですね。

【平井主幹】 災害復旧の実績ですけれども、今まで190万円の実績しかございません。あまり使われておりませんで、あとのメニューで対応できるものと思っております。

【高橋分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。

【高田委員】 来生先生のご質問とも関連するような気もするのですが、奄美基金の融資の対象は全産業ということであるとして、その場合に今はやりのコンテンツビジネスはこの資料2-2の別表でいいますと、別表9に該当すると考えてよろしいのでしょうか。明示的にはアニメーションとか、いろいろなコンテンツビジネスという形では読みづらい気はするのですが、別表9に含まれると考えるとよろしいのでしょうか。それとも、コンテンツビジネスは融資の対象ではないと考えるべきなののでしょうか。全産業と言え入るのかなという気もしまして、そこら辺、ご確認させていただきたいと思ひまして。

【内田特別地域振興課長】 コンテンツビジネスそのものの実態をあまり承知していないものですから、どういうふうに該当するかということ、なかなか具体的に申し上げるのは難しいのですが。例えば、この別表9のところであれば、あくまで地域資源や固有の

技術を活用した事業で、それに要する施設の整備や改善並びに経営安定改善であれば融資できるということになっています。具体的にどういう企業イメージになるのかわからないのですが、これに該当するような形の部分であれば、もちろん対象になるということになるかと思えます。それは個別に出てきたときの判断ということになるかと思えます。

【高田委員】 ありがとうございます。

【高橋分科会長】 今のコンテンツとの関係で、例えば医療とかその他の高次のサービスみたいなものですね。そういったものについてはどう考えたらいいのですかね。やはり、同じように一般のところに入りますかね。

【高田委員】 付加価値が高くて、箱物よりは目に見えないものに価値があると。例えば、今日本のアニメは世界でかなり外貨を獲得するような立場にもあるわけですが、設備とか施設の価値よりも、人件費等、あるいは高度の付加価値、高橋先生がおっしゃったような高度な付加価値部分が多いもの、こういうものに対して融資は明示的にはできないのかなというような、そこら辺がちょっとわからないものですから、ご意見、あるいはご教示いただければと思ひまして。

【来生分科会長代理】 ちょっと関連ですが、基本のシステムを教えていただきたいのですけれども。この貸し付けの別表というのは、振興開発計画にリンクして、振興開発計画で何か新しい要素が加わると、この別表も増えるというメカニズムなのですか。それとも、非常に限定的に書いてあるのはなぜなのかということで、等とか、そういう表現が全然使われていませんよね、若干はあるのですが。それはあまり弾力的に考えなくてもいいというのは、計画みたいなものとリンクして、弾力的に考えるときには計画のサイドから直して行って、ここのところが変わっていく。そういうメカニズムだからなのか、それともあまりそういうことと関係なしに限定的に考えているのかということ、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

【内田特別地域振興課長】 メニューそのものはどちらかといいますと、今までの経緯等も踏まえております。例えば他の政策金融機関等が実施している融資等も踏まえながら、できてきたものだと思いますので、計画が変わったことによって、ただちにこのメニューが変わると性格のものではないと思います。あくまでも実態の需要等を勘案して、奄美基金のほうで新たなメニューが必要だということになれば、その都度、また追加なりしてきたというものだと思います。

多分、一番新しいメニューはそういう意味では、別表9の地域資源等振興資金というこ

とでございますが、これはかなり広く読めるようになっておりまして、地域資源を活用した形であればかなり広い応用範囲があるものとして、平成12年度にできたメニューでございます。

【高橋分科会長】 一般的に言うと、例えばパテントをとるとか、コピーライトをとるとか、その場合の支援とかというのものもあるような感じもしますけれども。ただ、それはそれぞれの分野に入るといふふうに考えるのですね。特に、そのことを表記しなくてもいいのかもしれないし、また来生先生がおっしゃったように、今後、これを柔軟に活用していくというようなあれば、特に必要もないと思いますが。

【来生分科会長代理】 業務方法書……、これから業務方法書で何か限定的に書いてあって、弾力的に……、瞬間的に何か奄美基金の性格に合うようなことなのだけれども、業務方法書には記載されているとはなかなか読みがたいというようなものが出てきたときに、業務方法書を変えないとできないわけですね。

【内田特別地域振興課長】 融資メニューに関してはそういうことになります。

【来生分科会長代理】 そうですね。ですから、そういうこととの関係で、少し読み方で若干の膨らみを持たせておく必要があるのかなのか、そういう話だと思っておりますけれども。だから、あんまりそういう必要がなければ、特に今までやってきた通りということでもいいのかもしれないという気もしますが、何か法人化したということで、少し独自の判断みたいなもので、若干の弾力的な行動ができるようにしておいたほうがいいということであるとすれば、今までと同じような記載の仕方でもいいのかどうかということが、若干検討の余地があるのかもしれないという気もいたします。

【高田委員】 この前、視察で現地を見せていただきまして、そのときに現地の方とお話しをさせていただきまして、そこでは大島紬とか、ああいうものについてもコンテンツというか、ノウハウに近いもの。パターンとか、そういうものがあるであろうと。あとは、視察とは直接には関係なのですが、歌手の方も輩出された地域ではございますので、コンテンツというのは有力な産業になり得るであろうと。であるとすると、業務方法書の中にそういうようなことに融資できるというような規定を設けておいたほうが、弾力的に理事長の権限でもって融資ができる余地があるかどうかというような気もしまして、配慮していただければありがたいなと思います。

【内田特別地域振興課長】 融資のメニュー等につきましては、また今後、奄美基金等でそれぞれ需要を把握しながら検討していくことになるかと思っております。ただ、あくまで

もこれは政策金融機関という位置づけもございます。全国レベルでのどういう融資があるかということも1つの判断要素になりますし、なおかつ奄美に限ってそれだけをやる必要があるという理屈がないと、なかなか他でやっていないものを奄美で実施するというところに皆さんのご理解が得られるかどうかということもでございます。そういうことも踏まえて、今後、奄美基金でまた新たなメニュー等も考えていくことになるうかと思えます。

【高橋分科会長】 この問題は、こちらの相手方の分類というのは、ある意味では産業分類という形になっているわけで、そのことについて職業とか、サービスの内容とかというところのご議論でもあるかと思うので、とりあえず産業分類の中でそういったことに関しても我々はこれを考えていくと、こういう形でいかがでしょうか。

【高田委員】 結構でございます。

【高橋分科会長】 とりあえず、第12条の貸付金の種類、貸付対象事業及び貸付の相手方は別表1から別表10までのとおりとするというふうにしていただいた上で、この中の内容についてはその都度、理事長がお考えになると、こんな感じでいかがでしょうか。

【高田委員】 結構でございます。ありがとうございます。

【高橋分科会長】 ほかに。

【後委員】 どこでお尋ねしたらいいのかなと思いながら、おりまして、きょうは理事長がお出席くださると思っております、大変僭越ですが、トップとしてどのような経営姿勢をお持ちかお聞かせ願えるのかなと思って、出席させていただきました。

大体こういうような形で次の3月、あるいは1年後、2年後、3年後という形で4年半の間、これをもとに経営、あるいは運営なさせて、そのことにつき評価委員のほうで事後的に評価させていただくということになるかと思うのです。例えば自主改善努力というのは後でご報告願えるのでしたでしょうか。事前にこんなことをやりますというのは、盛り込まなくてもいいのでしょうか。

【内田特別地域振興課長】 毎年度の事業計画はその年度に届け出があることになっておりますけれども。

【後委員】 それでは、今の時点ではこんなふうに行っていきたいというようなことは、ここには出てこないということですね。

【内田特別地域振興課長】 そうですね。

【後委員】 そのときに、ぜひお願いしたいのですが。半年後、あるいは1年半後に、これに基づいて年々、評価をさせていただく場合に、何に注目するかということなのです。

が、今までと違って、例えば毎月1回以上は評価点検チームで頑張るとか、自己評価を頑張るですとか、いろいろ管理というのでしょうか、強まるような印象を非常に受けておりますし、実際、この体制で動き出すと当分は20名か、そこらの方が大変しんどい思いをされるだろうなというふうに予想がつくのですけれども。

そういうときに、例えば奄美群島の自立的な発展に資するという、非常に大きな目標に対して、奄美基金自体がどうきりきりと効率的に運営するかとか、そういうことにあまり重きが置かれますと、本来、民間の、例えば通常の金融機関と競合しないということで、民業圧迫をしない範囲でどう経済的な、あるいは自律的な発展に資するかということを実体化しようと思えば、かなり定性的な部分で、むしろ奄美基金の方が率先してかなり自由な発想で現場の力を引き出すような視点で対応なさらないと、何かちょっと使い勝手の悪くなった、多少貸し渋りが発生した奄美基金といった感じになるのではないかなと、私はそういう危惧を持って、この一連の中期目標、中期計画を見ております。だから具体的にどうしろということではないのですが、そういう意味ではかなりトップの方の姿勢というか、自分たちはどういう大きな目標のために現場に即して、その芽をどう引き出すかということにお金を使うということの目標にかなり重きを置かないと、自己保存のためにきりきりと経営するといった形になるのではないかというおそれを抱いております。

ですので、その20数名の方が、あるいは研修とかなさって、その部分をどう伸ばしていったのか。自動的にお金が来るから漫然とリスクなところに貸しつけたりするというのではなくて、そのところがどう変わっていったのかということ、4年半後に見させていただきたいというふうに思っております。

ちょっとまとまりない話ですが、以上でございます。

【高橋分科会長】 どうもありがとうございます。後委員の今のご意見を平井さん、理事長にお伝えください。

【内田特別地域振興課長】 今後の手続もありますので、1点だけ申し上げます。新しい奄美基金の長となるべき者というのは、今後指名されることになってございまして、現段階でだれが長になるかというのはまだ明らかになってございません。その後に設立委員会が設置されてできるということでございますので、その点だけご了承いただきたいと思っております。

あと、先生おっしゃったように、この奄美基金というのは前文でも書きましたように、あくまでも奄美群島振興開発特別措置法という、特別措置法に基づいて奄美群島の振興開

発のために存在する基金ということでございますので、それをどういう形で評価していくかというのは、今後もいろんなご意見を伺いながら考えてまいりたいと思っています。

【高橋分科会長】 私も現場を見せていただきまして、多分、委員の先生方もご同様の考えを持ったと思うのですが、大変きめの細かい形で、丁寧なお仕事をなさっていらっしゃると思うのですね。ただ、今までの経緯もありますので、若干、貸しっぱなしになっているとか、そういうところもないわけではなかったということで、今回、ちょっと厳しい感じのものが出ているのは、そのことだというふうに思います。後先生のご指摘はまさにこの奄美基金の存在意義にかかわることでございますので、このことを十分心に秘めてやっていただければありがたいというふうに思います。

最後のところですが、ケアレスミスが資料2 - 2の第6章、雑則のところでございます。第3条の5行目ですね。第3条の1ですね。平成16年財務省・国土交通省令第 号、この第何号のところは抜けていますね。

【内田特別地域振興課長】 これについては、未設定でございます。

【高橋分科会長】 未設定、はい、わかりました。それから、もう1つ。その次のページでございまして、第5条四号のところの2行目です。「当該株式を処分することが適当であると認められる」ときは、このところはちょっとケアレスミスだと思いますので、ご修正をいただければありがたいということであります。

ほかに質問は、はい、どうぞ。

【日向野委員】 今その後先生のご意見に触発されてなのですが、民間が奄美のどういう特色に目をつけるかというのは、それこそ民間の創意工夫ですので、奄美の振興という趣旨に合っただけであれば、先ほどの産業分類の問題なのでも限定的にとらえるのではなくて、反対解釈ではなくて、類推解釈でいく方向で考えていただければというふうに思います。

以上です。

【高橋分科会長】 大変貴重なご意見をありがとうございました。若干時間もありますが、そろそろ取りまとめに入らせていただきたいと思います。

本日、議題になりました中期目標(案)、中期計画(案)、並びに業務方法書(案)、そして償還計画、ここで言いますと、資料1 - 3、それから資料2 - 2でございますね。それに資料3 - 2と3 - 3、並びに資料4に当たるというふうに考えております。いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。しかし、特段、修正に至るといふご意見はなかったというふうに理解をしております、原案で了承することにしたいと思

ますが、いかがでございましょうか。

(「異義なし」の声あり)

【高橋分科会長】 ありがとうございます。ご異義がないようでございますので、当分科会といたしましては本日、事務局からご説明いただきました中期目標(案)、中期計画(案)、業務方法書(案)及び償還計画(案)につきまして、本分科会では原案どおり了承することにいたしたいと存じております。

なお、独立行政法人奄美群島振興開発奄美基金については、国土交通大臣だけではなくて、財務大臣も主務大臣となっておりますことから、本日の資料につきまして、9月15日に予定されております財務省の独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発奄美基金部会でもご意見をいただき、さらにその後、国土交通省の独立行政法人評価委員会運営規則第6条に基づきまして、国土交通省独立行政法人評価委員会の木村委員長のご同意をいただいた上で、国庫大臣としての財務大臣と協議を行うことになっております。

仮に、財務省での評価委員会部会、木村委員長の同意または国庫大臣としての財務大臣との協議の場において、内容に大きな変更を及ぼす等のものではないご意見が出た場合の修正につきまして、本来であれば再度、この分科会を開催して、ご議論をいただくべきでありますけれども、これからのスケジュール、皆様のご多忙のことを考えてみますと、私に一任させていただければありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異義なし」の声あり)

【高橋分科会長】 それでは、本日の議事はこれで終わらせていただきたいと思います。議事進行につきまして、事務局にお返しをいたしたいと思います。

【内田特別地域振興課長】 本日は長時間のご審議、まことにありがとうございました。ここで、竹歳都市地域整備局長から一言、ごあいさつを申し上げます。

【竹歳都市・地域整備局長】 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。高橋分科会長をはじめ、先生方には大変ご熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。中期目標、中期計画を中心といたしまして、業務方法書、役員報酬等につきましてご審議をいただきまして、今後、奄美基金が業務を行っていく上で、基本的な方向を定めていただいたと考えております。

これにより、10月1日より奄美基金は独立行政法人として奄美群島の振興開発に貢献していくということが期待されているわけですが、一方、中期計画のところでごらんいただきましたように、累積欠損金を抱えております。これを早急に解消していくと

ということも大きなテーマでございます、この両立ということが非常に重要ではないかと思っております。

特に、報酬のところでごらんいただきましたように、ボーナスはこの委員会の業績評価に基づいて毎事業年度ごと理事長が上げたり下げたりすることができる。それから、何と退職金はゼロということもありまして、まさに借金は、累積欠損金はなくなったけれども、何の貢献をしなかったというときに、先生方、どうぞ判断なさるのかなとか、奄美基金としても気を引き締めて、この難しい課題に取り組んでいかなければならないということだと思います。

今後とも、今申し上げましたように、毎事業年度ごとにまたいろいろご指導をいただくということでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はありがとうございました。

【内田特別地域振興課長】 最後になりますが、本日の審議内容等につきましては、議事要旨、及び議事録を作成の上、ご出席の委員の皆様にお諮りいたしまして、公表することとさせていただきますと存じます。

なお、第3回以降の分科会につきましては、独立行政法人設立後の評価となります。次回につきましては、来年6月下旬ごろの業績評価に関してお集まりいただくことになろうかと思ひます。詳細につきましては、別途調整させていただきます。

以上をもちまして、第2回国土交通省独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発奄美基金分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

了